

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めていきたいと思えます。日本共産党の平野邦夫でございます。よろしくお願ひいたします。

8月30日に行われた衆議院議員選挙、これは戦後政治史の中で快挙とも言える結果——私にとってみましてもですね。そういう有権者の審判が下されました。自公政権は退場することになったわけですけれども、まさにこのこと自体が歴史的でありました。

考えてみますと、小泉政権以来、構造改革路線、規制緩和、国民に、あるいは地方にどういふ政治を押しつけてきたのかと。ざっと挙げただけでも、後期高齢者医療保険制度、あるいは障害者自立支援法、生活保護世帯の中での母子加算の廃止、あるいは貧困と格差の拡大と言われる労働者派遣法の抜本的な改悪、こういふ一つ一つが国民の暮らしを直撃し、痛みどころかまさに激痛と、それに我慢ができなくて自公政権に対する否定的な審判が下ったと、そう考えております。それを受け皿として、いろいろ不安が残るとしながらも、民主党の政権が誕生するのは間違いないという状況であります。

この審判を下した有権者国民の判断の基準は、先ほど言いましたとおりですけれども、中小業者の営業、あるいは国民の暮らし、生活破壊、雇用破壊、福祉医療の切り捨て、もうこれ以上、先ほど言いましたように我慢ができない、その判断であります。それらが選択の最大の基準であったことは、決して民主党の政策全般が支持されてのことではない、この評価は識者の一致した論評であります。

この点について、市長は自民党を応援してこられたわけですけれども、今度の選挙結果というのは恐らくショックだったんだらうと、そういうふうに勝手に推測しているわけですけれども、我が党は現状維持、いわば民主党の風の圧力に現状を維持したと。まあ得票数は伸ばしましたけどね。全体的に見ると、有権者国民の下したこの審判、日本の政治にとっての大きな前向き的一步として歓迎するという声明を出しました。日本の政治を前に動かす流れとして評価しているわけですけれども、この流れというのは地方政治にもプラスの影響を生み出してくるんじゃないかと、そう考えております。

そういう観点から、今度の選挙の結果に対して、私は戦後政治の中で大きな激動の時代に突入したと見るんですけれども、市長の政治家としての見解、感想を聞いておきたいというふうに思えます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは行政の長としてではなくて、一政治家としてお答えしたいと思います。

まず、今回の結果は、もう1年ぐらい前から予想はできていたんじゃないかというふうに

思っています。そういう意味でいうと、まあまあ順当だったと思っており、暴風雨の中では善戦したんじゃないかなという認識を持っています。

それで、今回の選挙は、ちょっと私もまだ実は総括していないんですね。というのは、本当にこの小選挙区制がなし得るのかと、我が国の日本に。もともと我が国は陰影のある、どちらかという、どっちがいいだろうかというような中で総合的に決めてくるのが日本の伝統社会だと、保守の基盤だったと思うんですよね。それが、小選挙区になるともう白か黒かというふうになりますので、本当にこの選挙制度そのものがなし得るのかなということは実際思っています。そのたびにかなり振れます。今回は民主党が圧勝して、前は小泉自民が圧勝するというふうにして。少なからず、やっぱり我々地方行政の中では混乱が起きます。

その中で、自民党さんにとってよかったと思うのは、今回、皆さんやっぱり反省されています。私も当選された代議士の方にお目にかかる機会があって、もう顔つきが変わっています。そういった中で、今度また捲土重来を期すぞという声、それと地方の意見をきちんとやっぱり聞かなきゃいけないという声を異口同音におっしゃられていますので、いつあるかわかりませんが、次の衆議院選が、本当に日本がどういうふうに進んでいくのかという一つの試金石になるのではないかなと思っております。前半では小泉自民が圧勝し、今回は鳩山民主党が圧勝し、次の中で市民、県民、国民の皆さんたちがどういうふうな選択をするかということが問われているのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、私は自公政権が未来永劫退場したということになると、これはNHKの最新の世論調査でも出ていますけれども、やはり自民の皆さんたち、公明の皆さんたちに期待しているんですね。ちょっと正確なデータを持ち合わせておりませんが、また切磋琢磨してほしいということになっておりますので、2大政党制がある意味定着をしていくという歴史の過程の一つのことかなと。うまくまとめられませんが、今現在はそういうふうに思っております。

私どもとしましては、民主党、社民党、国民新党の連立与党の皆さんたちが、地域の声、ひなの論理をきちんと吸い上げていただくように期待を今のところはしている次第であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

選挙制度の矛盾というのは市長と見解を同じくするわけですがけれども、この小選挙区制というのは、それこそ白か黒かですよね。市長が小選挙区制というのがなじむのかと。なじまないんです。今度の選挙を全国的に見ましても、死票というのが46%。だから、有権者の声が正しく過半数以上反映されているかという観点から見ると、民主主義のあり方から見ま

すと、この小選挙区制というのは決して国民の側に立つと、なじんだものではない。制度そのものを見直すべきだと。

武雄市の中に、北方は2区だと、武雄は3区だと。これは小選挙区制が導入されるときに意見書を議会で上げたんじゃないかなかったですかね。いわば杵藤広域圏の中での経済交流とか経済活動だとか、あるいは行政を共有している、そういうことはお構いなしですよ、武雄市を分断しているという問題は。そういうことから見ましても、その当時の自民党や、その当時連立を組んでいたかどうかわかりませんが、与党の勝手な人口配分で2区、3区に分けたわけでしょう。それは市長が言うように、なじまない。私もそれは賛成です。大いに行動をして、小選挙区制をなくするという立場に立っていただければ幸いです。

ただ、後半の2大政党が定着していくのかなと、これは意見としていただけないですね。この論争をするためにここに立っているわけじゃありませんけれども、しかし、市長の考えている小選挙区制の矛盾、あるいは2大政党制というのはいろいろ問題ありますけれども、決して2大政党制で戦われる選挙じゃなくて、新しい民主党政権の今後の政治の中身がどうなのかと、そこが問われた選挙だというふうに我々は見ているんですね。

そこで、新しい政権ができた段階で、先ほど言いましたように後期高齢者医療制度の廃止、これは大賛成です。これは一緒にやれる。障害者自立支援法も廃止していこうと。あるいは労働者派遣法、これは日本の貧困と格差を拡大してきた原因の大もとにあるわけですから、これは抜本的な構造も含めて変えていこうと。こういう点では推進者の役割を果たしていきたい——野党ですからね、決して与党じゃない、野党の立場から建設的な立場で奮闘していきたい。

これは地方政治にも影響してくるんですよ。というのは、こういった社会保障費の削減、構造改革の中身として毎年2,200億円削減してきたと。この2,200億円の削減というのが、構造改革路線の中身だったわけですよ。もう2,200億円というのは頭にたたき込まれているわけですが、6年間累計しますと、合計しますと1兆3,200億円ですよ。これがどういう形で地方に影響を与えてきたのかと。市民病院への補助金のカット、これも1つの具体的なあらわれでしょう。あるいは診療報酬が引き下げられている、これも構造改革路線の結果であったわけですね。ですから、市民病院を抱えている自治体は、赤字をどうするのかと、随分今のところ悩んでおられると思いますよ、全国的にはね。

そういう立場から見ますと、市民病院が民間に移譲されるという論議がされたのが一昨年、平成19年12月議会以降でしたですね。

そこで、市長にお伺いしますが、公立病院、自治体病院というのは赤字は避けられないんだという立場でしたよね。もう1つは、研修医制度が始まって以降、医師不足に陥っていると。この公立病院が避けられない2つの問題点というのは、赤字の慢性化という問題と医師不足で医療ニーズにこたえられない、これが今まで市長が民間でやっていくのは無理

だという判断をされた2つの要因ですね。（「市営で」と呼ぶ者あり）あつ、市営でね、市民病院として公立病院を維持していくのは困難だという理由の2つでしたよね。

今度、2,200億円の社会保障費の削減というのは、与党内部からもこれはもう限界だと、地方からも悲鳴が上がってきている。国民からの悲鳴はもちろんですけれどもね。そういう立場に立ったときに、民主党の新しい政権というのは、この2,200億円の削減はやめていくということになりますよね、マニフェストの中身を見ていきますと。

大もとの原因がなくなっていく、そう見ていきますと、国の交付金、これは6月議会で質疑したときには、民間に移譲した後も5年間は国の交付税措置は継続されますよというのは市長答弁されましたね。従来の交付税というのが、ずっと削られてきたわけですけれども、特に武雄市の場合は、平成12年2月から国から移譲を受けて市民病院として発足し、5年間は赤字の3分の1は補てんしましょうと、いわゆる特別措置法で約束がありましたですね。そうすると、18年以降、5年たつて国からのそういう赤字補てんの金額が来なくなったということ踏まえて、これまでの交付金の流れといいますか、減らされてきたという中身、これも答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

民主党政権が確定した後に、私は総務省の自治行政局に電話を入れました。それは、今回の公立病院の改革で、交付税のみならず総務省はさまざまな改革プランを用意しております。それは、存続のための改革プラン、そして民間移譲に当たっての後押しのプラン、さまざまあるようであります。それは、表に出ている部分と、ない部分があるので、ちょっとその整理はまだしておりませんが、そういった中で、これはどうするんだということを伺ったところ、今回、民主党のマニフェストに地域医療のことが書いてあるということですので、そういった中で一般の交付税は多分減らされていくと思います。それはそうなんですけれども、そういう特定目的に使われる、当て込めるような財源については、それはきちんと保障されるのではないかとありますし、これはどこのタイミングか忘れてましたけれども、鳩山さんがテレビに出られたとき、地方の医療というのは、きちんと、どういう形であれ保持していく必要があるということをおっしゃられていましたので、それは私どもが考えている流れとは一致しているというふうに認識をしております。

そこで問題なのは、だからこそ民間移譲すべきだと、要するに、今までの公立病院だと、やっぱり国の保護なくしては存続できません。どう考えても財源がない中で、いつまでたつてもそれに頼るということにはあり得ないという中で、やはり地方分権というのは病院も含めて自立をする必要があるだろうということがありますので、本当にいいタイミングで民間移

譲を議会に御決断をしていただいたというふうに認識しております。

とりもなおさず、今度「週刊ダイヤモンド」という結構売れている雑誌があって（資料を示す）、「頼れる病院 消える病院」というのが特集であります。これは、ほぼ完売になっているのですが、この中で、これは人のあれをあげつらうわけじゃありませんけれども、千葉県の銚子市立総合病院の混乱ぶりがここに載っております。前の市長さんと今度受け継いだ市長さんのコメントがあって、これはぜひ後でお配りしたいと思いますけれども、医療がこういう政治的混乱に漂わなくてよかったという意味では、私は、議会の多くの議員の皆さん、そして市民の皆さんの良識に本当に感謝をしたいというふうに認識しております。

以上です。

〔22番「交付税の推移は」〕

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

それでは、交付税の措置額の推移についてお答えいたします。

平成14年約2億円、平成15年2億3,000万円、平成16年約2億円、平成17年も同様です。平成18年1億5,000万円、平成19年1億5,000万円、平成20年度が1億5,000万円程度であります。平成18年ぐらいから5,000万円程度少なくなっておりますけれども、主な要因につきましては、企業債の償還が少なくなったということがございます。そのほかの要因としましては、平成16年には救急分の措置額が若干減ったという結果になっております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば交付税が減らされてきている。それは、もちろん企業債残高も減っていくわけですから、それに対して国の交付税の算出基準といたしますか、計算には入っていくんでしょうかね。しかし、さっき市長が言われた民主党のマニフェストの中に地域医療を守っていくんだと。それは赤字を垂れ流していいということじゃないですよ。それに対する財源の手当てというのも当然進めるべきじゃないかというふうに思うわけです。

そういった意味では、これまでの医療改革なり、あるいはこれまで出した公立病院の改革ガイドライン、これが踏襲されていくのかどうか分かりませんよ、民主党政権になった段階でね。やっぱり改善すべき問題はあると思いますからね。無駄を省いて効率性を追求するというのは、当然民間であれ公立病院であれ、それは努力しなきゃいかん内部的な問題でしょう。

もう1つは、外的要因の一つとして交付税問題があったわけですね。これは大いに期待し

て、地域医療を守るという観点から、そして不採算部門を全国の公立病院が担うと。そういった意味では、交付税をふやすことによって、これを守っていくという財源の手当てが必要なのわけですから、そこら辺は新しい政権のもとで要求もしていきたいと。頑張っても市長もその先頭に立っていただきたいというふうに思います。

もう1つの赤字の要因として、この間、議会でも指摘をしてきましたのは診療報酬の問題です。この赤字の外的要因、診療報酬の引き下げも大きな問題でありました。これは公立病院であれ民間病院であれ、これが引き下げられると、病院の経営という観点から見ると、大きなダメージを受ける。

そういった意味では、武雄市でもこの間、議会でも論議になりましたけれども、平成14年には2.7%診療報酬が引き下げられる。この影響額は、武雄市民病院だけで見ますと4,134万7,000円。大体診療報酬は2年越しに引き下げられてきたという経緯がありますね。15年も4,194万円の影響額、平成16年は1%の診療報酬の減で1,487万円。一番大きかったのは平成18年の3.16%の減ですね、これで影響額は4,735万円。その水準でいきますので、19年も4,770万7,000円、20年が0.82%ですから873万円。こう見ていきますと、この6年間の間に診療報酬は7.68%引き下げられる。武雄市民病院の経営という観点から、財政という問題から見ると、単純計算して2億1,600万円という医業収益が入ってこないという影響額が出ていますね。

この2つの要因があって、この診療報酬の見直しといいますか、これは選挙投票日の前に社会保障審議会ですか、見直す方向性、流れを論議して、これは病院のほうから資料をもらいましたけれども、「YOMIURI ONLINE」という情報ですが、「厚生労働省は病院や診療所などの医療機関に支払われる診療報酬について、2010年度改定に向けた議論をスタートさせた。10年ぶりに全体で引き上げられる公算が大きいと、衆院選後の政権の枠組みも影響すると見られる。来年3月の決定まで激しい議論が行われそう」という報道をしております。「本体部分」と「薬価部分」を合わせた全体で、10年ぶりにプラスになる可能性がある」と。

もう1つは、選挙後ですけれども、民主党のマニフェスト、これが23日に医業に関する政権公約、マニフェストを発表したと。この土台となる政策集に診療報酬の引き上げを盛り込んだというのが報道されております。そうしますと、公立病院は赤字だという赤字宿命論、これは徐々に解決していく方向になっていくんじゃないかと。

しかし、市長は先ほど答弁の中で、民間移譲こそが病院存続の地域医療のかなめだみたいな答弁をされました。しかし、公立病院の役割と民間病院の果たす役割というのは、おのずと違ってきますよね。診療報酬もそれぞれ違うわけですから。そういった意味では、公立病院が長年担ってきた不採算部門といいますか、この不採算部門をすべての民間病院がやるのかと。それは無理ですよ、地域格差もありますし。そういった意味では、公立病院が担う

と。これはもう公立病院が始まって以来、ずっと歴史的にその役割を担ってきたわけですね。ある意味では、そういう社会保障、医療費、成熟した社会が進んでいきますと、私はそういうところにこそ予算の配分というのは出てくるんじゃないかと。

それから、私先ほど言いましたけれども、民主党の政策全般が支持されたわけじゃない。高速道路の無料化を言うのであれば、それよりも、あるいは子ども手当ですか、これは世論調査によりますと、高速道路の無料化というのは67%が評価できないという結論を出していますね。子ども手当についても五十数%が評価できないと。それはCO₂の問題もあるでしょうし。そういった意味では、そういうお金があるならば、優先順位として子どもの医療費を無料にすべきじゃないかと、あるいは高齢者の医療費を無料にすべきじゃないかと。

市長は御存じかどうかわかりませんが、1970年以降、東京都で70歳以上のお年寄りの医療費が無料になりましたね。これが革新自治体のもとに、ずっと全国に広がる。ところが、これが国の制度まで引き上げられたんですけれども、その当時、渡辺美智雄という大臣がおりまして、高齢者医療費の無料化は枯れ木に水をやるようなもんだと、こういうとんでもない発言を、ここでも紹介しましたけど。そういうことから、国は老人医療費の無料化をやめていったんです。やめていくと同時に、1割負担だ、2割負担だ、3割負担だと患者の負担をふやしていったと。

そういった意味では、民主党の高速道路の無料化、あるいは子ども手当、優先順位としましては、むしろ子どもや高齢者の医療費を無料にすべきじゃないかと。そういう観点に立ちますと、あるいは公立病院の役割というのも地域の医療センター、そういう不採算部門を担うと同時に、先ほども午前中、論議をやっておりましたけれども、健診も含めた地域の医療センターとしての役割をますます充実させていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところであります。

もう1つは、市長が今度の演告で言われていますけれども、あるべき市民病院に近づきつつあるというふうに言われていますね。あるべき市民病院に近づきつつあると述べてありますけれども、その中身はどうかという問題であります。ここで市長が強調されている市民病院、そのことから、まず聞いておきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

あるべき市民病院の姿というのは、私自身の見解では、あくまでも市民病院というのは救急告知病院であります。厚生労働省及び県が認可をした救急告知病院であるとするならば、まず助かりたい命をきちんと助け、そして、そういった方々を、よもすれば命は助かるけれども、なかなか社会復帰ができないというところもありますので、そこにきちんとリハビリ機能を入れた上で、社会復帰を目指していただくということが、私は第一義にあるというふ

うに思っております。

そして、それと並ぶものとして、市民病院が今まで培ってこられた、例えば内科であるとか、さまざまな部門を可能な限りきちんと検証していくということ。病院医療というのは継続性も必要であります。そういった中で、ちょっとこれは次元が違いますので、うまく言うことはできませんけれども、市民の皆さんの要望に可能な限りこたえていくこと、これも大事だというふうに思っております。

その中で、もう1つ大事なものは、今はだんだん逆紹介、紹介がふえてきています。そういった中で、開業医の皆様方と連携をして協調して武雄市民を守っていただくという体制になりつつありますので、そういったことを勘案し、また、今までのように市の財政に頼らなければいけなかったということではなくして、自立的な病院経営、そして、少なくとも私が知る限りは、お越しいただいた患者様、御家族の皆様から、武雄市民病院は非常によくなったということを知っておりますので、さまざまなことを総合勘案した結果、私はあるべき市民病院の姿に近づきつつあるという認識を演告のときに示させていただきました。

そういった観点から、やはりいろんな要素があります。まだ課題があることはありますけれども、それをいい方向に改善していこうという気概が今きちんとあります。去年と比べると段違いに変わっておりますので、そういう意味での温かい御支援と御理解を平野議員にもお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	11時58分
再	開	13時20分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

一般質問を続けます。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市民病院の事務局のほうで135床満杯になったと。いわば125床という話もありましたけれども、そうなった時点でどういう診療科目の方が入院しているのかというのを市長が言う、そのあるべき市民病院といえますか、そういうことと重ね合わせて資料をつくっていただきました。この資料を見ますと、例えば脳神経外科、これは従来の市民病院にはなかった科目ですね。脳神経外科が60人の44%、それから整形外科、これはなかったわけじゃありませんけれども、これが35人の26%、一般の外科28人の入院で21%、この3つの診療科で91%という数字があります。そのほか呼吸器内科で入院されている方が9名、7%、消化器内科で3人入院されていて2%、内科系で12人の9%と。この今の状態を見たときに、一昨年12月

の議会で市長が答弁した内容を見ますと、19年12月議会ですね。慢性疾患を抱えておられる方が多くなっていくこと、平均寿命、余命が延びていきますので、そういったことにきちんとケアできる病院、これは腎臓病であったり、糖尿病になるかもしれませんが、生活習慣病だったり、それをきちんと治す、そういう機能がこの大きく2点求められているというふうに思います。これは武雄市民病院で果たしていく上でこれを市民病院、従来果たしていたのであればここで強い決意で申し上げる必要はないと言われております。それ市長が言う、先ほど午前中の答弁にありましたように、市民的病院にあるべき市民病院の姿といたしますか、思い描かれているのがありますね。もともと13診療科で総合的な市民病院を望む声が強いわけですけれども、今医師の派遣の不十分さはあるかもしれませんが、そういった意味では、この状態が将来的にどう変わっていくのか。というのは、市民的病院を引き継ぐ、あるいは市民病院ののれんを引き継ぐ、そういったことも議会で大いに論議されておりますので、現状を否定するわけじゃありませんけれども、これをずっと将来的にどう、例えば内科、外科の充実だとか、そういう点で市長の考えがあれば聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁いたします。

お話を聞いていると、何か認識がだんだん近づきつつあるなと思って非常に……

〔22番「まだまだ」〕

まだでございますか、すみません。喜んでいるんですね。と申し上げますのも、現状を否定するわけじゃないということをおっしゃいました。ということは、それは一定の評価をしていただいていると認識しております。非常にうれしく思います。

そういった中で、これからでありますけれども、今、池友会と私と古賀事務長を交えて話をしているのは、要するに、市民ニーズがどこにあるだろうということをきちんと把握する必要があるよねということでもあります。池友会も一部見誤りがありまして、もう少し救急の患者さんが多だろうというふうに思っていたようです、1年ちょっと前ぐらいまでは。ですが、議員が御指摘のように、例えば、慢性疾患を抱えている方でありまして、そういう内科系の方がおりますので、そういった方々もきちんとケアする必要があるよねということでもありますので、そういう意味で言うと、私が、さきに引用された議会での答弁に、いささかも揺るぐところはありません。あくまでも市民ニーズがどこにあるかということをきちんと把握する必要があると。

それと、もう1つ大事なのが、やはりニーズはあってもきちんとそれを対応できるかどうかというふうに思っておりますので、そういった意味からすると、今まで公立病院で抱え

ているよりははるかに今回の池友会グループがきちんと対応していただくのではないかなというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

平成12年の2月に市民病院として開設されたわけですがけれども、その前7年間、いろんな市民的ないわゆるアンケートをとられてみたり、いろんな運動が進む中で、やっぱり病院がなくなることについては反対だと、ぜひ武雄市で総合病院をつくってほしいという圧倒的な世論があって国から引き継いだという経過がありますね。それ以来ずっとどういう人たちが市民病院を利用してきたのかというのをデータの振り返ってみますと、外来で見ますと65歳以上の利用者が65%、これは一番最初19年の12月に紹介した数字ですがけれども、入院患者で見ますと65歳以上が68%、この中で後期高齢者と言われる75歳以上が47%。今市長が答弁の中で言われました慢性疾患だとか、そういう平均上伸びていく、あるいは高齢化が進んでいく、そういう中でその地域の疾病構造とといいますか、利用される年齢層、これにしっかり密着した医療行為とといいますか、医療サービス、これはその地域の疾病構造を無視してはいけません。特に公的役割を果たしていこうとすれば、そこにしっかり軸足を置いて医療サービスをしていくということから見て、先ほど紹介した脳外科、整形外科、一般外科と、そういった意味では総合病院を求める市民の側からしますと、もっと事々しく言えば、内科系の充実が欲しいとか、そういう声はいっぱい聞くんですよね。そういったことが将来の武雄市民病院、名称はどうなるかわかりませんが、公的部分を担った上での新しい病院像というのが市長の中でどう描かれているのかというのが大事だと思うんです。そのことを指摘しておきたいというふうに思います。

そこで、いずれにしても1月31日までは市民病院として継続されていくわけですがけれども、2月1日をもって病院ががらりと変わるわけじゃないですね。ですから、今までの継続性といいますか、その池友会との契約がありますけれども、これまでの10年近い武雄市民病院の地域を担ってきた役割、これをもう一度検証しながら、そして引き継ぐとといいますか、6月の議会で市長が、診療内容も含めて包括的な総括的な話し合いをしたいと、協議会を持ちたいと、それを文書にまとめ上げていきたいと。確かに事務的には段取りは終了してきますよね、いろんな契約上の問題だとか。しかし、こういう市民病院、さっき市長が話し合いをしていると言いますがけれども、そういった意味での総括的なといいますか、包括的なといいますか、そういう話し合いというのは秋ごろと言われていましたけれども、日程的にはいつごろになっていくんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

非常に重要な御指摘をされたと思います。私どもといたしましては、実は3者協議会、これは私がさきのリコールに伴う市長選の後に真っ先に行ったのが古賀医師会長さんのところに参りました。そのときに3者協を早く開きたいということを言いまして、いまだにちょっと開いていない状況にあって、事務的にはかなり進んでおりますけれども、その中で、あと座長さんをだれにするかということが最後の合意点になっています。これについては、行政としては、お名前はまだ差し控えますけれども、医師会側がおっしゃっておられた座長さんについては許諾をいたしましたので、残る関門はもうこれだけでありましたので、可及的速やかに開いていただけるのではないかとこのように思っております。すなわち、池友会、私ども、そして医師会が3者で協議会をつくって、その中で今後どういう医療をしていくかということについて、地域医療を全体、市民医療を全体として考えていく、それを提示する必要があるだろうというふうに認識をしておりますので、秋ごろということについてはいささかも変わりはありません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そういう市長が述べた、いわば3プラスワンだとか、あるいは池友会グループに理事を派遣するとか、いろんな形で市民的病院を継続している上での担保といいますか、そういった答弁、この件に関してされていますよね。3者協議会プラス市民団体を入れて3プラスワンというのを随分ここで言われていましたね。そういった市民のニーズにどうこたえていくかというのがいづれにしても中心云々になっていくだろうというふうに思うんです。

そこで、これまでに言われてきたようなのれんを引き継いでいく上で、引き継いでもらう上で、その市民の考え、あるいは市長の考え、これまでの論議の経過を踏まえて担保となるような充実した内容の申し合わせになるか、公になるかわかりませんが、そういう点で市民の声を大いに聞いていただきたいということを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、介護サービスの現状と認定についての質問に移っていきたいと思います。

介護保険を利用するためには、すべての人が要介護認定を受けなければなりません。これは言うまでもないことですが、その仕組みが4月1日から、いわば私に言わせると改悪されました。認定基準が変えられたわけですが、その結果どうということが生じているのかと。ある市の例を言ったほうがわかりやすいかもしれません。5月21日までに認定審査会で審査した333件のうち更新申請232件、そのうち従前より軽度判定された人が60件、

全体の25.9%、重度に判定された人が6件、合わせて66人。これは経過措置によってもとの要介護認定に戻ったわけですがけれども、認定基準の見直しという改悪によって要介護度が軽くなり、利用できる介護が減らされるということになるわけですがけれども、この見直しによって武雄市の場合に、いわゆる更新申請者、審査会判定結果、経過措置希望結果は数字はわかりますので、その特徴といいますか、問題点といいますか、このことを示していただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

今議員が申されましたように、4月1日から認定の方法が改正されたということでございます。それで認定が軽くなるんじゃないかという不安があったわけですがけれども、厚労省では具体的なデータに基づいた検証作業が済むまでは、利用者の希望でこれまでの判定基準に据え置くということがなされております。これは更新時に判定についてどうするかという希望調査を提出していただくようになっております。従来の介護度より軽くなればもとに戻す3つのパターンがあります。それから、従来の介護度より重度になればもとに戻す。それから、介護度より重くなっても軽くなってももとに戻すというような3つのパターンで選択されるようになっております。武雄市の更新者につきましては、4月では14人中1人、5月は120人中1人、6月は165人中7人が介護度より軽いほうに移行されておりますけれども、希望調書の中で据え置きですね、このままでいいよという方はいらっしゃる状態です。

また、国は検証作業が終了し、10月から認定基準を再度修正した基準により判定がなされる予定であります。また、9月には認定調査員の新しい認定基準の研修も実施される予定になっております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

平成21年4月、介護認定調査変更後の認定者数の実態についてという資料を、これもらったんですけれども、よくわかりませんのは、今部長答弁はそうされましたけど、大きさは変わっていないんだということなんですけれども、これずっと299名の、いわば更新前認定者数299名分の資料ですけど、これ全部要介護2の人が重度に認定された場合、あるいは軽度に認定された場合、あるいは従来どおり同じ介護2であれば2やったという、その数字を全部分けてみたんですよね。そうすると、更新前認定者数、審査会判定結果と、その後、経過措置希望結果とありますよね、この表を見ますと。そこで要介護5の人の認定者が審査会の判定基準で下に、いわば軽度に見られたというのが1人、従来どおり要介護5として判定さ

れた人が14人、要介護4、認定者が24名おられますけれども、重度に判定された人が9名、軽度に認定された人が6名、同じ要介護4に認定された人が9名と。要介護3、36名おられますけれども、重度になった人が8名、軽度に判定された人が5名、同じ水準が23名。これはずっとそれぞれ要支援までいきますけれども、合計しますと299名の更新前認定者、これは5、6、7ですか、さっき言いましたね。で見ますと、長くなりますので、合計だけ言いますと、299名の中で重度に判定された人が80名、軽度に判定された人が60名、同水準の人が159名と、こうなっているわけですよ。そして、希望調査として経過措置で206名の方が変更といたしますか、ですけれども、問題は審査会の判定結果、そこが問題なんですけれども、この数字がどういうことを意味するのかですね。私の統計のとり方が間違っているのかわかりませんが、そこはぜひ調べていただきたいと。

認定基準の見直しというのは、厚労省が要介護認定の見直しと称して専門家の会議も開き、先ほど言いましたね、利用者の実態を把握するための調査項目数の削減、一次判定を行うコンピューターソフトの改定と二次判定の認定審査会のいわば形骸化していく、この検討を進めてきたことによるものだと。この中でいろんな不安な声が出てきているんですよ。例えば、状態が変わらなくても、これまでより軽度に判定されることにならないのか、受けられるサービスが減らされるのではないかと、そういう不安が広がってきているんです。私の知り合いにもそういう方がおられます。ことし要介護4の人が2になったと。最近では要介護2が1になったのかな、という方もおられますよね。そうすると、ヘルパーさんの派遣の時間、軽度に見られますと、例えばこれまで要介護2やったんだけど、これ1になったと。そのことによって介護支援というのは変わってきますよね。そういう影響というのは出てきている、私の知り合いには出てきているわけですが、そこら辺どう市としてはとらえられているのか答弁をいただきたいというふうに思います。もともとこのねらいは何なのかと。介護基準の見直しというのが。

これは日本共産党の政策委員、小池晃参議院議員が独自に入手された厚労省の内部文書というのがここに載っておったんですけれども、これは要介護認定平成21年度制度改正案、それから老健局、老健局老人保健課作成と。この文書を読みますと、一次判定において要介護1相当に判定された者に対して、不適切な重度変更がなされている。また、平成21年度の改正により不適切な重度変更を是正し、要介護、要支援の認定者を適正な分布に戻すと。特に要介護1と要支援2の分布に地域差が見られ、また全国的には当初想定していた割合おおむね3対7と、これにならなかったと、これ5対5にしていくと。要介護1、要支援2の判定を行うことのできる一次判定ソフトを作成し、介護認定審査会委員の関与を減らして、地域差をなくすとともに当初想定していた割合に近づけると。要するに、要介護1、要支援2、ここを見直しながら介護給付サービスを減らすということでしょう。そのための一次判定のソフトも変えた。ねらいはここにあるわけですよ。この介護給付の適正化、そういう1

を見直して要支援2にふやすとか5対5にすることによって200億円から300億円介護給付費の削減が可能だと、こういう試算までしているわけですがけれども、これは武雄市にそういった一次ソフトだとか改定、いわば認定基準の見直しを進めていく上で厚労省からのそういう文書だとか指示文書は来ていますか。あるいは一次判定で見直したと。以前はコンピュータソフトに108項目ぐらいありましたよね、これがもう九十数項目ぐらいに減らされてきている。減らすことによって要介護1、要支援2の割合を5対5に近づけるんだと、こういうねらいが露骨に書かれているわけですがけれども、そういう影響は出てきていませんか。

○議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

○国井くらし部長〔登壇〕

今の厚労省の文書というのはわかりませんが、我々はその基準に示されたとおりの判定基準ということを行っておりますので、今申されたように、全国的に統一されているわけですが、差があると。そういうところをやはり是正したいということで今回の改正だと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

こういうねらいがはっきりした内容文書を全国にばらまくような厚労省ではないですよ。だから、そこで先ほど数字言いましたよね。部長は先ほど答弁しましたけれども、認定基準は変更されてきているけれども、武雄市においては、杵藤地区管内におきましては、あるいは武雄市内におきましては、そういう軽度に判定されたら、これは是正されたということで、従来の基準を軽度に判定されてそのままの人はいませんか。

○議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

○国井くらし部長〔登壇〕

先ほどお答えしましたように、6月までの基準ですがけれども、4月で14人中1人、5月で120人中1人、6月は165人中の7人、計の9名が現在の介護度より低く認定されているということをつかんでおります。ただ、申しましたように、これは希望調査を出し、従来の介護度より軽くなればもとに戻すと。例えば、要介護2から1になったら2のままですね。それから、介護度より重度になったと、3から例えば4になったと。しかし、中にはこれは経済的な問題もありますけど、4になったらそこまでいけないと。ちょっと経済的にもたないから3でいいよと、そういう方もおられます。それから軽くなっても重くなってももとに戻すと、そういうふうな経過措置がとられております。

○議長（杉原豊喜君）

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

判定基準で9名が軽度判定された。経過措置でこれはもとに戻ったということで、私、これ係にも言いましたけれども、4から2に変更になった。これこのままでした。最近では、これが2が1になった、2が1に。それでどういう影響が出ているんですかと。例えば、2が1になりますと、電動式ベッドというのが対象から外れますよね。しかし、ベッドがなければ生活できない。しかし、2が1になったことによって、電動ベッドは本来の介護給付から外される。しかし、その障害者対象に従来どおりやっていますけど、対象から変わったわけですよね。しかし、ヘルパーの派遣というのは、2から1になることによって、今まで1日2時間、これを1時間半に削減されるでしょう。本人の希望調書として従来どおりしておってくれというのであれば、大体4から2ですよ、4から2。今度は2から1ですよ。これは例外的なことだと部長は言うかもわかりませんが、もしそういったことがあるなら、直ちに是正していただきたいということを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、施設入所申し込み者状況調査という、いわば特老への入所希望者について資料をいただきました。これについて質問を移していきたいと思います。

全国的には特老へのいわば待機者、特老に入りたいけれども、待っている方、全国的には2004年の11月時点で34万人、2006年3月で38万5,000人、2009年の1月で38万人ということで、これふえていますね。これが高齢化が進んでいく、本当いいことなんですけれども、この受け皿がないと、その特老に入りたくても入れない。あるいは療養病床34万床から18万床に減らすという、5年間の間に減らすという話が出ていますね。そうしますと、療養病床というのは介護と医療と両方見ているわけですが、病床を減らされたときに介護難民だとか、あるいは医療難民出てこんとも限らない。その受け皿として有料老人ホームが一方に出てきている。それは有料老人ホームですから、いろんな事業対象外のともありますよね。そういった状況は部長も御存じでしょうけれども、杵藤地区の場合に要介護2から要介護5の認定者が施設に占める割合37%以下の場合、特老建設への県の補助が出るけれども、これは私の聞き間違いかもわかりませんよ。間違ったら是正してください。37%以下の場合には特老建設の補助が出るけれども、杵藤地区は37%以上で基準を超えていると。したがって、特老建設の計画は今のところないと。この37%という基準、現状から出発するんじゃなくて、現状から言いますと、特老に入りたくても入れないという人たちが武雄市に今260人。その中身ですが、在宅で施設に入りたくて思っている人が武雄市で67人、要介護3以上の方ですよ。そういったその在宅で特老申し込み者が3人以上で67名待っておられるわけでしょう。しかし、37%その要介護2から5の段階で、その37%を超えれば特老ができない。この37%というのは具体的状況から出発するんじゃなくて、この37%という、これは数字的には合理性があるんですか。答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

この37%というのは、介護のほうができるところの参酌基準として37%ということになっております。確かに我々も特養等については絶対数が足りないということで、会議のごとに介護保険事務所、県のほうにも一応足りないという旨の要望等は申し上げておるところです。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

杵藤地区介護保険事業所の管理者は市長ですから、今部長の答弁の中で37%という基準、目安といたしますか、これは合理性はあるんですかと。県に申し出ると、絶対数が足らんのかから。県に絶対数が足りないんだからこの是正を申し入れているということですけども、そもそも37%という数字は市長どうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

低いと思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

低いと……。もうちょっと枝葉のある答弁をしてほしい。私が求めているのはこの37%という基準に合理性があるのかと。合理性がないから、あるいは絶対数で不足しているから県に対してはこれ撤廃せい撤廃せいと言っているんですよ。もっと数字を上げろと言っているんですか、下げろと言っているんですか。県は県なりに37%というところに線を引くというのは何らかの理由づけがあるでしょう。他の事業所と比べて過剰地区だということとか、何らかの理由によるところじゃないですか。以前は年間、例えば5つの事業所あったとして、今年度は杵藤地区に1カ所とか、あるいはどこに1カ所、大体計画的に進めてきたでしょう。計画的に進めてきて、なおかつ杵藤地区は過剰地域だと。それはそれなりの根拠があつての37%なんでしょう。もう一回答弁してください。市長はあんな簡単しか言いませんので。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

杵藤地区は他の地区よりも介護施設が多いということで、確かにこれは37%となっておりますけれども、たしか杵藤地区では50.5%ぐらいじゃなかったかと思います。ですから、

37%というのは確かに絶対数は少ないと思います。ただ、言いますように、やはり全国いろいろありますけれども、地域によって高齢化が進むとかいろいろありますので、これについて今申しましたように国や県等に要望しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうしますと、この待機者というのは先ほど数字紹介しましたけれども、特に優先順位というわけにはいきませんが、在宅で介護されている人たち、特に要介護3以上、先ほど言いました67名、杵藤地区全体で292名、絶対数が足りないわけですよ。そうしますと、この県の考え方を変えていかないと、杵藤地区ではもう待機者はずっとふえていくばかりですよ。ましてや療養と病床群が減らされていくなれば、受け皿としてはもう自宅しかないという場合もあり得るでしょう。今現在、特老満杯ですからね。そこはいつまでたっても待機者という状態に置いておくわけにはいきませんね。ですから、県に働きかけていると言われましたけれども、そしたら県全体で見ますと、特老建設が県の補助金の対象でありますので、すべてとまっている状態じゃないでしょう。毎年度ずっと予算つけてきているわけですからね。そこは特に西部の場合、もうとまった状態でしょう、西部というか杵藤地区関係で言いますとね。そこはぜひ県に強く働きかけていく必要があるんじゃないかと。

特に私、産業連関で見ますと、これぜひ市長、聞いておってほしいんですけども、公共投資を進めていく上で、例えば社会保障還元の施設、あるいはそのソフトであれ、あるいは例えば、特老を建設した場合に雇用効果というのは50人以上でしょう。例えば50床とデイサービス、あるいはショートステイかれこれしたときにね、50床が一つの単位でしょうから。そうすると、雇用効果というのはよほど大きいですよ、あるいは地域の経済効果も大きいですよ。そういった意味で、公共事業のいわゆる建設的な公共事業への投資と社会保障の公共事業と申しますか、そういう部分への投資と比べたときに社会保障への公共投資のほうがはるかに経済効果は大きいというのが、佐賀県の中にある産業連関の係りのほうでもそういう分析をしておるんじゃないですか。そうであればあるほど、そういう、特に政権かわるわけですから、強く働きかけていっていただきたいということを指摘しておきたいと思います。

さっきえらい市長、短い答弁でしたので、この産業連関から見たときに社会保障への投資のほうがはるかに大きいと。こういったのは市長、詳しいんじゃないですか。答弁いただけませんか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは多分、産業連関というよりは、もっと制度的な根本のところを向けるべきだと

思うんですよね。1つ制度のずれがあるなと思うのは、もう議員御案内のように、介護保険料そのものというのは杵藤広域圏の管理者が決められます。しかしながら、それを受ける受け皿の特老は、これは県知事の認可だと。普通は負担を強いる、決めるところがそのサービスも決めるということで制度のずれがあるのではないかなというふうに思っておりますので、これを正す必要があるだろうと。したがって、やはり国に制度改正の要望をしなきゃいけないのは、つくれば介護保険料は上がります。しかし、それは市民が決めることであって、それは知事がほかの自治体のことをおもんばかってすべきものではないというふうに思っておりますので、これは与党の一角を占める社会党、民主党等々に私はちゃんと話をしたいというふうに思っております。それは御理解をしていただけると思います。

その上でその産業連関の話に入りますと、それは議員の御指摘のとおりだと思います。特に北欧スウェーデンを中心とするところが、まさに国を挙げてそういうふうにシフトをしていますので、それは議員、そしてその北欧の行っているその社会投資のあり方に我が国は真摯に学ぶべきところはあるというふうに認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

次に、雇用の問題に質問を移していきたいと思えます。

ハローワーク武雄が毎月発行している月報の7月ですけれども、この月報を見ますと、労働市場の概要ということで頭に書いてあるんですが、これを見ますと、新規求職者562人と。これは前年同月比8.1%の増、月間有効求職者が2,434人、これも前年同月時24.3%という数字です。一方で、求人はどうなのかと。新規求人が517人で5.1%の減、月間有効求人が928人でこれも17.7%の減、有効求人倍率が0.38%、昨年同月比は0.58%やったんですけども、0.2%が減っていると。

有効求人倍率の中身を分析してもらいました。どう分析してあるかという、正規雇用、これは0.23%しかない。0.15%というのは期間工であり、パートであり、そういった非正規の雇用、極めて不安定な内容ですね。全体が低い上に正規と非正規比べたら違いが出てきている。極めて深刻な数字というのは失業率5.7%、これ全国平均ですけども、いろんな選挙前に第1次経済対策だとか追加補正だとか、かなりの金額を投入しましたよね。しかし、実際には武雄市のハローワークだけ見ましても、末端では経済効果といいますか、景気浮揚どころか、ますます深刻になってきている。この現状を認めざるを得ないというように思うわけでありませう。

労働者の生活というのは賃金で成り立っているわけですから、その賃金の前提は雇用、この雇用が安定し確保されていかなければ賃金も出てきませんし、したがって、労働破壊が生活破壊に直結するというのはこの間の貧困度、格差の問題や、あるいは東京の、何といいま

すか（「派遣村」と呼ぶ者あり）派遣村ですね、という実態はもう全国に知れ渡っているところですね。いかに雇用を確保していくのかと。そこは大事なことだというふうに思うんです。そこは市長と認識一致しましたので、ぜひ市長の足もとから正規雇用をふやしていただきたい。公務に携わる不安定雇用の人たちが124名もおられるわけですから、そこはぜひ計画的にでもやっていただく。後でそれ質問しますけれども、そういった意味では社会不安や将来不安、生活不安、こういったことがいわばいろんな社会現象として問題も生じてきていると思うんですね。人間が生きていく上で、人間らしい生活をしていく上でその前提は雇用だと、働ける人はですね。そしてまたもう1つは、賃金にもそれがきちんと反映されなければいかんというふうに考えるわけです。

そこで先ほど言いました雇用の問題もずっとこの間取り上げてきたわけですがけれども、平成21年度の臨時嘱託職員数、これは文化会館、図書館、保育所、未来課、それずっとありますけれども、全体で124名という方が臨時職員、あるいは嘱託職員として同じ公務の場で働いておられる。その中で前進した面というのが、図書館・歴史資料館の司書・学芸員、従来、日給制だったのを月給制に切りかえる。行政職給料表1を適用する。雇用期間も1年契約の3年までというのを1年契約の5年までと2年延長されましたね。伊万里図書館の場合は期限がないわけですから、ぜひそこを目指してほしいと思うんですけれども、そういう中で賃金の見直しというのが4種あります。賃金の見直しというのはどういうふうに見直されたのか、答弁いただけますか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

お答えいたします。

嘱託職員については、4月に賃金雇用期間等の見直しを行ったところでございます。内容といたしましては、業務内容、必要とする資格、他団体との状況を勘案して見直したところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは資料を見ればわかるんです。見直したと書いてあるんだから。中身を知りたいんですよ。いいことだから見直したんでしょう、4種につきましては。というのは、佐賀県の最低賃金は628円でしょう。これ間違いないですか。だれか担当いませんか。そこは全然参考にしないんですかね、だれも答弁せんのかな。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

そのとおりでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そのとおりで、私が言った628円のままということですか。1円上がって629円じゃないですか。後で調べておいてください。本当ばかにしていますよ、1円というのはね。もし、私の指摘が正しければね。だから、民主党さんもほかの我々もそうですけれども、最低時給1,000円という線を出しております。線というか、その最低ラインをね。そうすると、最低時給1,000円にしたときに25日働いたとしまして、月額20万円ですね、年額240万円。月20日働いたとしても年額192万円という数字ですよ。そうすると、私これ業者の人と話しましたら、時給1,000円にしたら雇えないと。もうとにかく事業運営できないという声も聞きました。そうしますと、最低賃金629円を1,000円の差額、これを中小企業への助成という形に持っていくことが可能なら、それはまた1,000円にして働いている人たちの生活の安定に貢献したいと。

その財源どうなのかと。例えば、在日米軍4万人が日本に駐留していますよね。4万人の駐留米軍に対して思いやり予算というのは3,200億円ですよ。それに対し中小企業さんとか、それは半分にも満たんでしょう。無駄を省くというのは、まずそこにメスを入れにやいかんでしょう。なかなか民主党さん、そこを聖域にしてしもうてメスを入れようとしませんが、そういった意味では何の法的根拠もない思いやり予算をばっさり削って、そしてそれを中小企業支援に回す、低賃金を解決していく、このことが大事だろうと思うんです。

私は武雄市内の勤労者の企業実態と申しますか、資料をいただきました。全国的には――市長が笑われると、質問しているのが間違っているのかなと心配になるんですよ。そういう心理的なマイナス効果になりますので、多聞第一であれば、しっかりまじめに聞いていただきたいと思います。ぶつぶつも言わんですよ。

武雄市の平成21年度給与所得の収入金額等に関する調べという資料をいただきました。全国的には200万円以下、年収200万円以下というのは1,032万人、これはふえてきている。いわゆる働く貧困層と言われる人たち、200万円以下という人たちがそういうふうにマスコミにも厚労省もそう規定しますね。武雄市はどうなのかと。武雄市の状況を調べてみますと、所得税の納税義務者1万6,635人、納税義務者がある、ないとありますので、合計しますと1万7,680人、この中で見ていきますと年収200万円以下というのは4,897名、27.7%が武雄市内で200万円以下の年収しかない人たちですよ。その中、若い人たちはもっと深刻でしょうけどね。

一方で2,000万円を超える金額の人、これ40人、武雄市でもそういういろんな格差と申す

ますか、広がってきている。その根底には、雇用が安定していない、あるいは最低賃金が佐賀県の場合、全国でも沖縄に次いで最低ですから、そこを改善していく以外ないわけでしょう。若い人たちが結婚できないと。子どももできない、つくれない。そういう状態に置いてしまっている。雇用の不安定さと低賃金ということになってきているんだろうというふうに思います。そういった意味では我々も働く人はみんな正社員だと。何年か前は皆さんそうでしたよね。働きたい人、働く人はみんな正社員だと。そういうのが雇用のまず前提でしたよ。そこをぜひ運動化していくといいますか、世論にしていく必要があるんじゃないかと。そういった意味でも市長が武雄市に若い人を定着させよう、定住させようという気持ちは何回か議会でも言われておりますので、そういう雇用環境、労働環境を改善していく、そういった意味での施策もお願いをしたいというふうに思います。

次に、6月議会で審議された国の景気対策、経済対策への対応についてですけれども、地域雇用創出推進費1億7,000万円、それから緊急雇用創出事業2,264万円、6カ月から継続可能な場合は3年までと、いろんな制約がありますけれども、総額1億9,264万円の予算がつけられました。そこで、21年度一時補正追加の分、総額831万3,000円、これは総額もう事業化、具体化されていますね。8月末現在で10名のところを8名、具体化されております。21年度一時補正新規分地域雇用創出推進費1億7,000万円、8月末現在で26人、事業費は9,208万円。そうしますと、全体事業から見ますと7,799万2,000円というのはまだ具体化されていないという数字ですかね。これ約7,800万円の交付金というのはどうされていくのかですね。私の数字の読み違いがあるなら正してください。答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

緊急雇用関係の事業の実施でございますけれども、当初の予算でお願いした分で、先ほどありましたように9,200万円程度でございます。そのうちに事業がどうしてもできなかった分が2件ございまして、民間関係の保育所に委託をしておりました地域活動活性化事業ということで、これについて13名の雇用に対して10名ということで、3名の減になっております。

それから、学校教育のほうで心の教室相談事業、これが受託事業所の応募がなかったということで、今現在2名の雇用が今のところあっていないということで、全体的には5名の雇用が今のところできない状況にあるということで、ほかについては予定どおり今執行している状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私、聞いたのは、5名がまだ具体化されていないと。7,800万円という数字を上げたでし

よう。5名で7,800万円ならんでしょう。どういうことが具体化されているんですか。

もう1つ、例えば市が委託する場合、あるいは公共事業に入札で参加してもらう場合、武雄市が発注する際には2省協定で確認された賃金というのはちゃんと積算をして事業予定価格出しますね。しかし、実際には入札後、落札した後、その確認といいますか、これはもう業者に任せられるわけでしょう。私はそこに市が発注する際にはそこでの作業員の賃金、2省協定で言いますと軽作業で8,800円と聞きました。普通作業員で1万2,200円、1日ですね。特殊作業員で1万4,500円、これ基準があるわけでしょう。だから、市が発注する際にその基準を守って予定価格の中に入れませんか、事業費の中に入れますね。そこをきちんと守らせていく、これは委託事業も一緒だと思うんですよ。市がいろんな委託をしますね。そこで交渉の中で去年よりも幾らか委託費を下げると、そういう交渉も何回かしてきているというのを議会でも言われていましたけれども、去年の委託と比べてどうなのかと。そうすると、結局、それは人件費にしわ寄せされていくでしょう。そこを先ほど言いましたように、市が直接かかわる事業については賃金の底上げを図っていくと。特に若い人たちについてはそこら辺の底上げを図っていくということも含めて見直すべきところは見直していただきたいというふうに思います。

先ほど前田部長が言いました5名はまだ具体化されていないんだと。7,800万円というのはどこにあるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

先ほどの7,800万円というのは雇用関係以外の分だと思いますので、そこら辺については後だってまた答弁したいと思います。

それから、先ほどの最低賃金の関係でございますが、今現在は628円でございます、ここの10月から1円上がって629円になるということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

10月から1円上がって629円と。本当にこれどういう審議をしているのか。実態をつかんで審議しているのかね。1円上げると。フルタイム8時間働いて8円しか上がらないと。8円で物を買えますかね。そこを特に東高西低と言われている状況がありますから、そこにまた改善していく上で議会での指摘だけじゃなくて、運動も強化しなきゃいかんなど改めて聞いているところです。本当ばかにしていますよ。最低賃金1円上げた。腹立ちますね。

あと15分ということですから、最後の就学前医療費、歯科医療費の窓口での無料化について質問を移していきたいと思えます。

武雄市もやっと就学前医療費までことしの4月から実施をされました。子どもたちの医療費が一部負担はありますけれども、無料になると。歯科については合併前から山内町が先進的でしたけれども、無料でした。市町村が独自に施策を講じているわけでありましてけれども、都道府県レベルで見たときに、佐賀は入院は就学前まで、あるいは入院外は2歳までと。佐賀県のこれに基づいて県が助成してきますよね、この佐賀県のレベルが全国都道府県の中でどういうレベルかと、係のほうに調べてもらいましたけれども、一番進んでいるのが東京都。中学卒業までの子どもの医療費は入院も外来も無料と。これは東京都ですから。そこが一つの目安になって、各市町村区、もっと中学以上に独自にやっているところもありますよね。そういう県がレベルを上げていくなれば、市町村の独自施策というのがもっと広がっていく、その可能性もあります。もちろん我々は子どもの医療費と老人医療費は国の施策として無料にすべきだと。これは先ほど言いましたけれども、優先順位からいきますと、そういったことも今後の大いに国際レベルでの課題になっていくだろうというふうに思います。

佐賀県のレベルというのは、一番最低は入院、外来2歳までという福井県、次いで佐賀なんですよね。1回、これは佐賀県の担当との交渉の中で、確かにそれは全国下から2番目だけれども、内容が違うと言われたことがあります。どういう内容が違うのかと。所得制限がありませんとかいろいろその当時言っておられました。しかし、実際にその水準というのはそういう状態ですので、そこはぜひ全県的な市町村会だとか市長会などを通じて、県のレベルでもっと就学前入院も外来もというふうにしていくなれば、市町村もその分財源に余裕が出てくるわけですから、その分またさらに拡大していけるということですから、強く働きかけをしていただきたいというふうに思います。

ただ、この制度が利用者からしますと、いいことなんですけれども、すべての子どもや患者家族に恩恵をこうむっているのかというのは、6月議会でもこれは取り上げたところですがけれども、資料をつくっていただきましたけれども、予算ベースでいきますと21年度予算で3,778万4,000円、これが21年度の予算ですね、その予算の根拠となるのが件数、利用者ですね、利用者が年間1万6,800件、月額1,400件と。1件当たり2,250円ということを試算して予算総額3,778万4,000円。これがいわばどう周知徹底されているのかと。いわば周知徹底という点では市報に載せたり、ケーブルワンで放映したり、病院の窓口にチラシを置いたりということかなりされているんでしょうけれども、実際に、じゃ申請されている人、窓口で無料なら全部なりますからね、償還払い、療養費払いになっていますので、市に申請しないとお金がもらえないという仕組みですね。この未申請分、病院に行ったけれども、お金は払って市役所に申請を出していない未申請分というのが616件と、これ延べでしょう。784件の実績に対して、5月、6月、7月の平均で784件の平均に対して、予算件数から言いますと616件が未申請と。これを1,550円という平均の1件当たりの医療費、これですると約100万円ですね、使われていないと。率から言いますと44%の人が申請していないということです。

ね、この数字で見ますとね。44%という、大きいですよ。せっかくいい制度がその医療費、歯科医療費無料になったのに、もう既に6カ月、半年ぐらいになっているわけですけども、利用されていないと。ここはどういうふうに改善されるのかということで、6月に質問しました。そこで、部長答弁を引用しますと、「3歳、就学前の県内の各市町の現状では、個人負担の額が違ふとか、所得に応じてとか、報酬明細書ごと、レセプトごとに違いがありますので、無理だと思えます。ただ、今後は他の方法で申請ができ、簡素化ができないか、関係機関と検討してまいりたいと思っております。」、そう答弁されております。6月議会でそういう答弁されましたけれども、この簡素化に向けての努力と申しますか、話し合い、検討というのは中身はどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

御質問の、償還払いの件で6月に答弁いたしました。その後、検討しております。インターネットでの申請ができないかというふうなこととか、あるいは郵送で申請ができないかというふうなことで検討してまいっております。先ほど申請件数とか額とか、私たちの資料によりまして説明をしていただいておりますけれども、これにつきましてもまだ実際3カ月分の請求というふうなことで試算をさせていただいております。これにつきましては、まず1年間の猶予がありますので、また広報あたりでもして、ぜひ申請をしていただくような広報等を充実させていただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今の答弁を6月にしておけばよかったですね。インターネットでの申請できないか、郵送でできないかと。この6月に通告しまして、質問どりの中で、いわば病院に申請書を置いておく、そして1カ月なら1カ月まとめて領収書を添付して市役所に郵送すると。それをチェックして患者家族の口座に振り込むと。そうすると、わざわざ市役所に出向いてくる必要ありませんね。手続の簡素化と申しますか。これ6月に学んだんですよ。あなた方から教えられたんです。こういう方法があるのかと。6月に答弁しておけば、それから2カ月以上たっているわけですから、検討の段階から来年、新年度に向けて、実施に向けて、こういう準備は進めています。来年になるかどうかわかりませんよ。だから、そういうそこまで郵送でできないかということまで検討されているなら、6月聞いています、私そのことは。だから、このいいことは早くやってもらおうということで1つは周知徹底していくと。1年間有効ですからね。だから、申請忘れがあったりするわけですから、そこはぜひ周知のほうも徹底しつつ、手続の簡素化と申しますか、そこはぜひ具体化していただきたいというふうに思いま

す。

もう1つは、無理だと、個人差があつて、県内市町、医療サービスがばらばらだから無理だという答弁やったですね。これは歯科医師の先生から聞きましたところ、国保連合会、支払基金、ここと市町村が独自に契約すれば、それは窓口での無料化はできるんだという話を聞きまして、これはぜひ調べておってくださいと言ってきましたけれども、その結果はどうだったんですか。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

調べてみました。質問のとおり、医療費の支払い事務で支払基金に委託すると、現物給付が可能であるというふうなことで、支払基金のほうに聞いております。市単独で行う現物給付の業務委託も可能であるというふうなことでございますけれども、支払基金のほうは社会保険に係る医療費のみというふうなことでなっております。そしてまた、18年から先ほど言っております支払基金での業務委託が可能になっておりますけれども、まだ県内でそういうふうな支払基金に委託しているというふうな実績はないというふうなことでございました。そしてまた、九州管内では11市町村が委託されているというふうなことを聞いております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

県内はゼロであっても、九州管内11市町村が委託契約を結んでやっているという先進地があるわけですから、ぜひ検討の中にそれを入れていただきたいというふうに思います。

もう1つは、なかなか市町村やりたがらないという理由の一つに、武雄市がとは言いませんけれども、全国的に見ますと、自治体が療養費払い、償還払いとしているのには理由があると。どういう理由かといいますと、窓口負担を現物給付、すなわち窓口での無料化をしている市町村に対して、政府が——これまでの政府は、国民健康保険療養給付費と国庫負担金を減額しているからだ、と言われております。だから、その国保のみというわけでしょう。こうなると明らかにペナルティーじゃないですか。あなたのところ3歳未満児に就学前医療費を無料にしたと、しかも現物給付で窓口無料だと。あなたのところ、お金があるから減らしますよと。こういうペナルティーというのは現実に武雄市はあるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

現物給付につきましては、国の制度としてまだ認められておりませんので、国保への交付

減額措置などのペナルティーがあります。19年度で申しますと、ペナルティーが200万円程度、そしてまた今回3歳以上就学前の現物給付をするとした場合、試算してみますと、またそのくらいの金額がペナルティーとして科せられるものと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは新政権のもとで、それは前の自公政権の場合は、あんだのところは潤沢だから減らしますよと、いろんなペナルティーを科してきたかもわかりませんね。しかし、それは今度の選挙の結果、新政権でこういうペナルティーを科していくんなら、それは有権者、離反していきますよ。現物給付というのは待っているところですから、大いにいいことはどんどんやってもらうということでペナルティーは過去のものだと。このペナルティー科させないという立場に立っていただきたいというふうに思います。

もう1つ、私も初めて知りましたが、九州管内11の自治体が現物給付に踏み切っていると。支払基金と契約をして、委託をして、窓口での無料化を実施している。そこは執行部としましてもどういう形なのか。11自治体と言われましたので、中身を十分検討していただいて、こうすればできるという方向性を示して、ぜひ資料もお願いをしたいというふうに宿題としてぜひお願いをしたいと思いますので、いいことはいいわけですから、ぜひやっていただきたい。このことを指摘して、私の一般質問を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で22番平野議員の質問を終了させていただきます。